

森林育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、森林資源の造成と県土の保全を図るため、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官）に基づく事業を行う者（以下「事業主体」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において森林育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の内容は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁整備課長通知。以下「保全運用」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁長官外。以下「農山漁村要領」という。）によるもののほか、知事が別に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式及び規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、別表3のとおりとする。

2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類のうち、契約書、協定書、同意書、委任状等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について、森林組合長、事業地を管轄する市町村長（取扱いを行う市町村の場合に限る。）等第三者に委任することができるものとする。

4 前項の規定により委任を受けた者（以下「代理者」という。）は、申請書に事業主体の委任状（参考様式第1又は第2）を添えて知事に提出しなければならない

5 代理者は、補助金の受領について、宮城県森林組合連合会長（以下「代理受領者」という。）に委任することができるものとする。

6 代理受領者は、前項の規定により委任を受けたときは、別記様式第7号により速やかに知事に届け出るものとする。

7 規則第12条の規定による実績報告書は、補助金交付申請書及び県が行う完了検査の調書をもって代えるものとする。

8 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団等
- (2) 県税に未納がある者

(補助金の交付方法)

第4 知事は、第3の第1項に規定する補助金交付申請書を受領し、同第7項に規定する完了検査の終了後、原則として規則第4条及び第13条の規定による補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行うものとし、当該補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、保全要領第12又は農山漁村要領の別紙17（森林整備事業に係る運用）第8の6によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 森林の成育を促進するため、施工地の森林保険加入を基本として、補植、保育等成林に必要な保育管理を適切に行うことにより、森林の保護管理に努めること。
- (2) 当該補助事業に係る関係書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間（協定等を締結し、事業を実施したものについては10年又はその協定期間の満了までのいずれかの長い期間）整備保管すること。ただし、施設等の設置に係るものは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間）整備保管すること。
- (3) 当該補助事業により設置した施設等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運営を図ること。
- (4) 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額があることが確定した場合には、その金額の総額等を速やかに報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (5) 関係する法令及び通知を遵守すること。
- (6) 事業主体は、事業を遂行するため請負契約をする場合において、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関及び県から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書のない者については競争入札等に参加させないこと。
- (7) 第3の第3項の規定により委任を受けた者は、前各号に規定する事項を委任者に周知し、徹底させること。

(書類の提出部数)

第6 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(書類の経由)

第7 この要綱により知事に提出する書類は、事業地を管轄する地方振興事務所（地域事務所）を経由の上、提出するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月23日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 造林事業補助金交付要綱（平成3年8月26日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月25日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月13日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月8日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月6日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月12日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月31日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月20日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月14日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月4日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業の種類	対象経費	補助率
森林環境保全整備事業	次の事業の実施に要する経費	
	1 森林環境保全直接支援事業	
	(1) 森林環境保全直接支援事業（分収林等）	当該事業の事業費の10分の5
	(2) 森林環境保全直接支援事業（分収林等以外）	当該事業の事業費の10分の5
	(ア) 人工造林（一貫作業）	当該事業の事業費の10分の5
	(イ) (ア)と一体的に実施される付帯施設等整備	当該事業の事業費の10分の5
	(ウ) 過去に(ア)が適用された事業地で実施される下刈り（3回目かつ6年生までを限度に適用）	当該事業の事業費の10分の5
	(エ) 過去に別表2に規定する「農山漁村地域整備交付金事業 花粉発生源対策促進事業」が適用された事業地で実施される下刈り（3回目かつ6年生までを限度に適用）	当該事業の事業費の10分の5
	(オ) (ア)から(エ)を除く事業種	当該事業の事業費の10分の4
	2 特定機能回復事業	
(1) 森林緊急造成	当該事業の事業費の10分の4	
(2) 被害森林整備	当該事業の事業費の10分の4	
(3) 重要インフラ施設周辺森林整備	当該事業の事業費の10分の4	
(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）	当該事業の事業費の10分の5	
(5) 保全松林緊急保護整備	当該事業の事業費の10分の7	

(注) 「補助率」欄に掲げる「事業費」の額は、次のとおりとする。

- 1 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備を除く）については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））に保全要領第10の(2)に規定する査定係数の100分の1を乗じて得た額とする。
- 2 保全松林緊急保護整備については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））とする。

別表 2

事業の種類	対象経費	補助率
農山漁村地域整備 交付金事業	次の事業の実施に要する経費 機能回復整備事業 特定森林造成事業 花粉発生源対策促進事業	当該事業の事業費の10分の5

(注) 「補助率」欄に掲げる「事業費」の額は、次のとおりとする。

- 1 特定森林造成事業については、標準経費（ただし、市町村が請負に付して実行した場合及びボランティア活動等社会奉仕により事業を実行した場合については、標準経費と実行経費とのいずれか低い額。森林作業道整備のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合は、当該部分について森林整備保全事業設計積算要領等に基づき算出される経費に、標準断面又は標準設計を適用できる部分に係る標準経費を加算した額（請負に付して実行した場合は、当該加算額と実行経費のいずれか低い額））に農山漁村地域整備交付金実施要領別紙17第8の4の（3）に規定する査定係数の100分の1を乗じて得た額とする。

別表 3

区 分	提出期限
第 1 次申請	4 月 3 0 日
第 2 次申請	6 月 3 0 日
第 3 次申請	8 月 3 0 日
第 4 次申請	1 0 月 1 5 日
第 5 次申請	1 2 月 1 5 日
第 6 次申請	2 月 1 0 日

- 1 補助金交付申請書の提出は事業完了の日から 30 日以内とし、第 5 次申請までの提出に努める。
- 2 ヘリ搬出を伴う衛生伐など、事業可能時期が限られ、かつ、事業完了時期の調整が極めて困難であると認められる場合で、第 6 次申請提出期限までの申請が困難な場合は、提出期限を別に定める。
- 3 下列りは適期の事業実施を推奨・励行するため、原則当年 9 月 1 5 日までに現場完了したものを補助対象とし、提出期限を原則第 4 次申請までとする。

(別記様式第1号)

年度森林育成事業補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
申請者
又は代理者

別紙のとおり事業を終了したので、森林育成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条及び森林育成事業補助金交付要綱第3の規定により申請します。
なお、当補助金については、下記口座に振り込まれるようお願いします。

記

振込先 口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇 (ヨミガナ：〇〇〇〇)

当該申請に係る事業実施主体 消費税法に規定する 課税事業者・免税事業者
(いずれかを＝線で抹消すること)

(添付書類)

【共通】

- (1) 事業成績書(別記様式第2号から第4号のうち事業内容に該当するものを適用)
- (2) 森林整備事業補助金申請内訳書(別記様式第5号)
- (3) 社会保険等の加入実態状況調査表(別記様式第9号)(該当する場合のみ)
- (4) 施業図(実測図)
- (5) 位置図(森林計画図に区域を示したものと縮尺1/50,000程度の位置図)
- (6) 完成写真
- (7) 県税納税証明書(申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第10号)(事業主体が市町村の場合を除く。)
- (9) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(林業)事業者向けチェックシート
- (10) 環境負荷低減チェックシート(造林関係)

【造林・一貫作業(林相転換特別対策)】

- (11) 伐採造林届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書(人工造林及び樹下植栽を実施する場合)
- (12) 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第18条に基づき、スギ又はヒノキの花粉症対策苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票の写し(花粉発生源植替えを実施する場合)

【下刈り】

- (13) 過去に「人工造林(一貫作業)」又は「農山漁村地域整備交付金事業 花粉発生源対策」が適用された事業地であることが確認できる資料[交付時の指令書、交付明細書及び施業図(実測図)](県要綱別表1の1-(2)-(ウ)・(エ)が適用される場合のみ)

【間伐・更新伐・一貫作業(林相転換特別対策)】

- (14) 搬出材積集計表(別記様式第8号)(該当する場合のみ)
- (15) 森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧表(森林共同施業団地対象民有林における間伐及び更新伐に係る交付申請に限る。)

【森林作業道】

- (16) 森林作業道出来高設計書（宮城県森林作業道実施基準 様式1）
- (17) 森林作業道チェックリスト 様式2【施工者確認用】

【林相転換特別対策（特定スギ人工林）】

- (18) 特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関する協定書

【その他】

- (19) 契約書の写し（請負に付して実施した場合のみ。）
- (20) 実行経費内訳書（市町村請負事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分）
- (21) ボランティア森林整備経費調書（別記様式第6号）（該当する場合のみ）
- (22) UAV（ドローン）による写真測量報告書（該当する場合のみ）
- (23) 本要綱第3の3に規定する委任状（該当する場合のみ）
- (24) 資材購入に係る領収書等の写し（付帯施設等整備を実施する場合）
- (25) 分収林契約書等の写し（分収林契約が締結されている場合に限る。）
- (26) 森林所有者等との協定書の写し（森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る。）
- (27) 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）
- (28) その他必要な書類

（注）

- ・ 県税納税証明書については、申請日から3か月以内に発行されたものを本事業又は別の事業の補助金交付申請書に既に添付している場合は、写しを添付すること。
なお、団体として納税義務がない場合は、代表者個人の納税証明書を添付すること。
- ・ 暴力団排除に関する誓約書、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（林業）事業者向けチェックシート及び環境負荷低減チェックシート（造林関係）について、1年度内に複数回申請を行う事業体にあつては、2回目以降は写しの添付で可とする。
なお、同チェックシートは林野庁が別途定める様式により作成すること。また、請負契約により事業を実施する場合は請負者（実際に事業を行った者）が記入するものとする。
- ・ 森林共同施業団地対象民有林における間伐及び更新伐に係る交付申請の場合、当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を(8)位置図に明示すること。
- ・ UAV（ドローン）による写真測量により計測した面積又は延長に基づき補助金交付申請を行う場合であつて、オルソ画像及びGISデータを電磁的記録媒体により提出する場合は、施業図及び位置図の添付を省略することができる。

(別記様式第2号)

事業成績書

施行地		
事業名	事業種	面積
		ha

※ 記入上の注意

- (1) 森林作業道整備及び衛生伐以外に適用する。
- (2) 施行地は、市町村名を記入する。
- (3) 事業名は、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）又は保全松林緊急保護整備）又は特定森林造成事業（花粉発生源対策促進事業）を記入する。
- (4) 事業種は、保全要領第1の4の事業内容（人工造林、下刈り等）又は花粉発生源植替えを記入する。

なお、人工造林については「人工造林（普通）」又は「人工造林（一貫作業）」と記載する。

(別記様式第3号)

事業成績書

施行地			
事業内容			
事業名	路線名	延長	施工方法
		m	

※ 記入上の注意

- (1) 森林作業道整備に適用する。
- (2) 施行地は、市町村名を記入する。
- (3) 事業内容は、開設と改良の別を記入する。
- (4) 事業名は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）又は保全松林緊急保護整備）又は特定森林造成事業（花粉発生源対策促進事業）を記入する。
- (5) 施工方法は、直営（事業主体が自ら施工するもの）又は請負（直営施工以外のもの）の別を記入する。

(別記様式第4号)

事業成績書

施行地		
事業名	事業種	材積
保全松林緊急保護整備 (保全松林健全化整備)	衛生伐	m ³

※ 記入上の注意

- (1) 衛生伐に適用する。
- (2) 施行地は、市町村名を記入する。

(別記様式第 6 号)

ボランティア森林整備経費調書

事業区分	施業方法	施行地		実行経費(円)					備考 (その他経費内訳等)
		番号	内番	労務に対する報酬費	資材費	保険料	その他	計	

※ 記入上の注意

- (1) 様式第 5 号の申請内訳表のうち、ボランティアにより実施したものについて作成する（施行地番号は申請内訳表に対応させる）。
- (2) その他経費の内訳を備考欄に記入する。

(別記様式第7号)

森林育成事業補助金代理受領届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

補助金代理受領者

所在地

氏名

年度森林育成補助事業（ ）に係る補助金の代理受領について、別紙のとおり委任を受けたので森林育成事業補助金交付要綱第3の6の規定により提出します。

(添付書類)

委任状の写し

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所
団体名
代表者氏名

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者